

新潟市公有財産規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 8 月 1 日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第 6 号

新潟市公有財産規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程

新潟市公有財産規則の規定による帳票規程（昭和 5 9 年新潟市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 6 号の 2 中「第 3 2 条第 1 項第 2 号」を「第 3 2 条第 1 項第 2 号ア」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。